別紙

**2020年度　おおさかグローバル塾　委託事業内容**

**委託事業の内容**

１　受講生選考

２　個人負担金の徴収

３　プログラムの実施

４　効果検証・評価

**１　受講生選考**

**選考スケジュール等（予定）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程(2020年) | 選考過程 | 実施主体 |
| ２月18日（火） | 受講生募集開始 | 大阪府 |
| ３月25日（水）～4月10日（金） | 出願書類の受付 |
|  | 1次選考 |
| ４月14日（火） | 1次選考結果通知 |
|  | 出願書類の引継ぎ | 大阪府→受託者 |
| 4月19日（日） | 2次選考 | 受託者 |
| 4月21日（火） | 2次選考結果通知 |

※受講生募集（（参考１）「2020年度おおさかグローバル塾受講生募集概要」を参照）から１次選考結果通知まで大阪府が実施する。

※１次選考は、大阪府が出願書類により出願資格を満たしているかの要件を審査する。

1. *出願書類の引継ぎ*

大阪府は、出願者へ１次選考結果を通知後に、出願者の同意を得た上で、受託者へ出願書類の引継ぎを行う。受託者は、引継ぎを受けた出願書類を確認すること。

1. ２次選考の実施

受託者は、以下の要件をふまえて2次選考を実施し、50名の合格者を選出すること。

【２次選考の要件】

・ ２次選考会場を確保すること

・　筆記試験等（英語）、面接（日本語及び英語）、グループワークを実施すること。

・ 公平性を確保するとともに、（参考１）「2020年度おおさかグローバル塾受講生募集概要」を参照し、出願書類で確認する内容（志望理由、海外進学計画や将来像、大阪への貢献など）や、求める人物像をふまえて選考を行うこと。

・選考要領を作成し、事前に大阪府と協議し承認を得ること。

※なお、客観性を担保するため、大阪府も選考に参画する

1. 結果通知

受託者は、別途指示する様式で大阪府に選考結果について情報提供を行い、大阪府の承認を得た上で出願者に結果を通知すること。また、受託者の定める期日（結果通知日から３日以内を目安とする）までに合格者から受講承諾を得ること。

1. 結果開示

受託者は、出願者本人から、選考結果の開示要求がされた場合、対応すること。なお、開示する内容等は別途定める。

**２　個人負担金の徴収**

受託者は、委託金額に加え、受講生全員から個人負担金（受講生１名につき180,000円）を徴収し、本事業費に充てること。ただし、当該個人負担金には、本事業の短期留学における受講生本人に係る海外旅行保険料、パスポート等取得費用、自由行動やフィールドワーク時の昼食代等は含まず、別途受講生の自己負担とする。

個人負担金は、おおさかグローバル塾の受講を決定した後１か月以内に徴収することとし、納付後の返還には応じないものとする。

**３　プログラムの実施**

**実施スケジュール等（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| 日程（2020年） | 実施内容等 |
| 5月10日（日） | 入塾式 |
| 5月 | Aptis団体受験実施 |
| 5月～7月 | 海外進学準備講座 |
| 7月26日（日） | 前期成果発表会 |
| 8月３日(月)～8月12日(水) | 英国リーズ大学にて短期留学（大阪発着日を含め10日間） |
| 8月後半 | 短期留学報告会 |
| 8月後半～9月前半 | Aptis団体受験実施 |
| 9月～翌年２月 | 海外大学受験講座 |
| 12月後半～翌年1月 | IELTS団体受験実施 |
| 翌年２月14日（日） | 成果発表会及び修了証書授与式 |

**※**海外進学相談は随時実施

1. **クラス、講座の運営・管理**
2. **クラス編成について**

・　クラス編成については、原則1クラス12、13名程度、4クラス（午前・午後それぞれ2クラス）とする。

・　受講生の英語力や希望時間等に配慮し、効果的なクラス編成を行うこと。

1. **講座の実施について**

・　講座会場は、受講生が通いやすく利便性、安全性が高い会場を確保すること。

・　講座時間は、原則として年間60時間以上（海外進学準備講座、海外大学受験講座それぞれ30時間以上）とする。

原則　１日３時間（休憩時間を含まない）

［講座時間の例］

午前 ９:15～12:30（途中休憩15分）２クラス

午後 １:30～４:45（途中休憩15分）２クラス

（午前・午後クラスで交流を図ることができるよう工夫すること）

・講座は原則として英語で行い、受講生間の会話・対話も英語を基本とすること。（講座内容により日本語による説明が必要な場合は、その限りではない。）

・ネイティブ講師による講座時間の割合を、全体の講座時間数の２／３以上確保すること。

1. **受講生の管理**
2. 健康状態申告書の提出

以下の時点において、受講生全員から健康状態申告書（別途様式）の提出を受け、健康状態に問題がないか確認し、確認内容を大阪府に報告すること。

ア　入塾後、海外進学準備講座の開始前

イ　短期留学出発前

（イ）講座等の出欠管理

以下の【欠席等の取扱い】に留意し、受講生の講座の出席管理を徹底し、定期的に出欠状況等を大阪府に報告の上、必要に応じて府と協議し対策をとること。

【受講生の欠席等の取扱い】

・　体調不良などのやむを得ない事情であっても、海外進学準備講座を３日以上欠席した場合、原則短期留学に参加させない。（※）

・　短期留学への不参加またはAptis及びIELTSの未受検、全体のプログラムを通じ４日以上欠席となった場合、原則修了証書を授与しない。（※）

（※）重要な学校行事（学校又は学年における全ての生徒が一堂に会する行事で、他の日程での代替参加ができないもの（入学式、卒業式、修学旅行、文化祭のほか、大阪府が認めるもの））や忌引で、書面による申出があった場合、台風や交通機関のストライキ等による講座休講の場合、大阪府の認める補講を受けた場合を除く。

（ウ）受講生に問題等が発生した場合の対応

受講生に、プログラムへの参加等に影響を与える可能性のある事象（体調不良による在学する高校等の長期欠席等）、問題（在学する高校等における出席停止や懲戒処分等）等が発生した場合、大阪府に速やかに報告し、対応を協議すること。

なお、当該の事象、問題等が発生した場合は、次のような措置をとる場合がある。

・　在学する高校等において、出席停止などの懲戒処分を受けた受講生については、大阪府がその内容、事実を学校長に確認の上、プログラムに参加させないこととする。

・　講座において、頻繁に宿題を忘れる、故意にグループワークに協力しない、その他講座の進行を妨げる行為などに対し、再三の注意をしても改善が見込めず、その後の継続が困難と認められる受講生については、受託者の相談に基づく大阪府の判断でプログラムに参加させないこととする。

1. **講座の内容等について**

**①　海外進学準備講座　５～７月**（原則毎週日曜日、1日3時間。合計30時間以上）

・　IELTSのスコアアップトレーニングを行い、海外進学に必要となるスコアの取得をめざすこと。

・　英語で大阪をはじめ日本やアジア、世界の歴史・文化・時事問題を学ぶとともに、それらをテーマとしたプレゼンテーションを作成し、ディスカッション、プレゼンテーション能力などを磨くこと。

・　世界の人々としっかりとコミュニケーションできる力を育てるとともに、大学での学習法、講義への臨み方、現地ルールやトラブルへの対処法を学ぶなど、自信を持って海外生活を送る力を育てる内容とすること。

・　海外での礼儀やマナーについて学ぶこと。

・　前期成果発表会及び短期留学先において発表する「大阪の魅力」をテーマとしたプレゼンテーション等を作成すること（英語で発表）。

**②　海外大学受験講座　9月～翌年２月**（原則隔週日曜日、1日3時間。合計30時間以上）

・　海外進学に備え、ディスカッションやディベート、コミュニケーション力を高める講座を行うこと。

・　IELTS受検に向け、効果的な講座を実施するとともに、必要に応じ補講を実施すること。

・　成果発表会において、受講生が本プログラムを通して学んだことを活かし、自身の将来や、大阪への貢献について、プレゼンテーション等を作成すること（英語で発表）。

**③　英語力の測定等**

(ア) Aptis（※１）の受検

受託者にてAptis（４技能パッケージ）を購入の上、次の時点に会場を用意して受講生全員に団体受験させ、個々の英語力を把握・分析し、成績及び分析結果を大阪府に報告すること。なお、受検は通常の講座時間外に実施すること。（受検時に必要となるマイク付きヘッドフォンは、大阪府から受講生に貸与する。）

ア　5月　海外進学準備講座の開始前

イ　8月後半～９月前半　短期留学後から海外大学受験講座の開始前

(イ) IELTS（※２）の受検

12月後半～翌年１月を目途にIELTSを受講生全員に団体受験させ、個々の英語力を把握・分析し、成績及び分析結果を大阪府に報告すること。なお、受検は通常の講座時間外に実施すること。

（※１）Aptis・・・ ブリティッシュ・カウンシルが提供する文法、語彙及び４つのスキル（スピーキング、ライティング、リーディング及びリスニング）を測る英語検定試験。

（※２）IELTS・・・公益財団法人日本英語検定協会が運営する（スピーキング、ライティング、リーディング及びリスニング）を測る英語能力証明試験。

**④海外進学にむけての進路指導等**

(ア)海外進学にむけての進路指導等

プログラムの適切な時期に次のような対策を講じること。

・　出願校の選び方について学ぶ講座時間を設けること。

・　出願校について、特定の国や大学等への誘導はせず、受講生個々の希望やスキルに合わせた適切なアドバイスを行うこと。

・　最終学歴の成績評価（GPA換算）の重要性の説明や、出願のためのエッセイの作成指導をきめ細かく実施すること。

・　必要に応じ、SAT（大学進学適性試験）などのアドバイスを実施すること。

・　入学願書、推薦書、身上書・志望動機説明書（出願エッセイ）作成、奨学金獲得、ビザ取得、入学手続き、渡航準備等について、指導・助言を行うこと。

(イ)海外進学相談

・　受講生の海外進学に関する悩みや相談に、個別に対応すること。

・　受講生が在学する高校等を訪問するなどにより、受講生の進路指導の状況を把握すること。

※進路指導等にあたっては、受講生の海外進学後の将来のキャリア形成の観点もふまえ、対応すること。

**（３）短期留学 2020年８月３日（月）から８月12日（水）まで（予定）**

1. **短期留学の基本事項について**

大阪府は、英国リーズ大学との間で本事業の短期留学プログラムの提供に関する連携協定を別途締結しており、2020年度のおおさかグローバル塾の短期留学について、以下を確認している。

日　程：2020年8月3日（月）～12日（水）（予定）

(リーズ大学滞在は、8月4日（火）～11日（火）)

留学先：リーズ大学

滞在先：リーズ大学学生寮（食事付き）

参加者：受講生50名、引率者5名（大阪府職員2名、受託者3名を予定）

リーズ大学での短期留学中の活動内容、受入体制及び概算費用などの概要については、リーズ

大学作成の『Osaka Global Summer School August 2020-PROPOSED Programme Of Activities』（以下、「OGSS提案書」とする。）を確認すること。

「OGSS提案書」については、大阪府より以下のとおり配付する。

配布期間：2020年２月18日（火）～３月10日（火）（土曜日、日曜日および祝日を除く）

午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。

配布場所：大阪府府民文化部都市魅力創造局国際課国際化推進グループ

所在地）大阪市住之江区南港北1－14－16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

※配付を希望する場合は、必ず事前に以下の国際課担当まで電子メールにて連絡すること。

・送付先：osakaglobal@gbox.pref.osaka.lg.jp

・件名は「【参加者名】【配布希望日】OGSS提案書の配付希望」とすること。

（例:【〇〇株式会社】【２月25日(火)】OGSS提案書の配付希望）

※郵送による配付は行わない。

※配付時に質問は一切受け付けない。

・　受託者は、大阪府と契約締結後、大阪府及びリーズ大学と短期留学プログラムの具体的な内容を調整の上、決定すること。

・　本プログラムに必要な費用については、受託者がリーズ大学に支払うこと。

* 1. **渡航・滞在について**

・　受託者は短期留学出発前までに、移動導線や緊急時の現地連絡先等の確認、リーズ大学でのプログラム等の詳細を現地担当者と決定するための下見を行うこと。

・　短期留学に参加する者（受講生、大阪府担当者を含む引率者）に係る必要な渡航・交通手段等については、受託者において全て確保すること。また、受託者において費用を負担すること。ただし、大阪府担当者に係る費用については、短期留学終了後、受託者から請求があり次第、別途大阪府が負担する。

・　海外旅行保険は、現地への救護費用を対象に含めたものとし、短期留学に参加する受講生全員に加入を義務付けること。

・　受講生及び保護者に対し、短期留学説明会を短期留学の２か月前及び１週間前等に２回以上実施すること。説明会では、具体的なスケジュール、プログラムの内容等が記載された「短期留学のしおり」を作成し、受講生全員に配布すること。「短期留学のしおり」の作成にあたっては、事前に大阪府と協議し、内容について承認を得ること。

・　短期留学の受託者における日本からの引率者は３名以上とすること。

※引率者を４名以上とする場合は、リーズ大学との協議が必要となる可能性がある。

・ 滞在中の現地での活動においては、十分に受講生の安全を確保できる体制をとること。

* 1. **プログラムについて**

・　実際の講義又は実際の講義に近い特別講義を中心としたプログラムを実施すること。講義時間は合計20時間以上とし、人文、社会、自然科学等、幅広い分野の講義とすること。

・　短期留学中は、受講生に対し、当日のプログラムの振返りをさせるとともに、翌日のスケジュールやプログラム内容の説明を行うこと。

・　現地到着当初に、受講生の自己紹介を兼ね、大阪の魅力を発信するプレゼンテーションを発表する機会を設けること。

・　現地学生との交流イベントの開催など、受講生が直接現地の人とコミュニケーションを図る機会を設けることが望ましい。

・　短期留学の終盤に、一連の成果をプレゼンテーションにまとめ、大学関係者を相手に発表する機会を設けること。なお、現地でのプレゼンテーション作成等が滞りなく行えるよう、使用するパソコン等は事前に準備しておくこと。

・　短期留学中は、受講生ができるだけ英語のみで生活をするような工夫をすること。

* 1. **その他**

・　短期留学に参加できなかった受講生には、修了証書を授与しない。

・　短期留学期間中における体調不良などに起因するプログラムの不参加については、当該プログラムの内容に応じ、受託者の判断により欠席扱いとすることができる。

・　短期留学に係る旅行業法上の基本的旅行業務（※参考２「旅行業法上の基本的旅行業務（旅行業法抜粋）」参照）（運送又は宿泊についての業務）を取り扱うにあたり、受託者は、第１種旅行業の登録を行っていること、又は、登録を行っていない場合は、短期留学における基本的旅行業務を第１種旅行業登録業者に再委託すること（但し、再委託については仕様書「11　再委託について」の内容に留意すること。）。なお、現地大学寮等での滞在は、基本的旅行業務における宿泊のサービスに当たらないため、上記再委託の手続きを省略することができる。

**（4）大阪府主催行事等への参加及び協力**

大阪府の主催により、入塾式、前期成果発表会、短期留学報告会、成果発表会及び修了証書授与式を実施する。その他、府政に関する講座や事業の広報イベント等を別途実施することがある。

受託者は、これらの行事等に参加し実施に協力すること。また、行事等により、受託者がオリエンテーションや受講生の成果発表等を実施すること。なお、実施にあたっては、事前に大阪府と協議し、内容について承認を得ること。

1. 入塾式

・　受講生に対し、プログラム全体の流れや心構え（※）などを説明するオリエンテーションを実施すること。

（※）選考等で確認した「海外進学の目的」、「将来のキャリア」、「大阪への貢献」について受講生

同士で共有して、再認識するマインドセットを行うものとする。

1. 前期成果発表会

・　海外進学準備講座において作成したプレゼンテーションを発表させること（原則、英語で発表）。

・　短期留学について出発前説明会を行うこと。

1. 短期留学報告会

・ 短期留学報告会において、短期留学の成果（短期留学中に作成したプレゼンテーション等）を発表させること。

1. 成果発表会および修了証書授与式

・　成果発表会において、受講生が本プログラムを通して学んだことを活かし、自身の将来について、今後の大阪への貢献などをテーマに、プレゼンテーション形式等で発表させること（原則、英語で発表）。

・　修了証書は、受託者からの依頼に基づき、大阪府が作成・授与する。

1. その他

・　事業目的である「大阪が国際競争に勝ち抜くために必要なトップレベルのグローバル人材の育成」の実現にむけて大阪府が実施する企業、関係団体等との交流（※）や、事業の広報イベント等に対して助言、協力をすること。

（※）受講生のキャリアデザインに係るワークショップ、企業等で活躍するロールモデルによる講演等を想定

**（５）留意事項**

・　受託者は、事業開始時までに業務実施計画書を大阪府に提出すること。

・　事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。

・　受託者の管理下にある間、自宅とおおさかグローバル塾との往復途上にある間、受講生に生じる可能性のある急激かつ偶然な外来の事故にも備えた安全を確保できる体制とすること。

・　携帯通信端末機のアプリケーション等を活用し、受講生、受託者、大阪府の間で、情報共有や緊急時の連絡が取れるようなしくみを用意すること。

・　受講生募集の結果、受講生が50名に満たない場合は、受託者は50名に満たない受講生の人数分の教材費、Aptis購入費、IELTS受検料、短期留学に係る渡航費（航空運賃、燃油サーチャージ、航空保険料、国内空港施設利用料及び海外諸税等）、宿泊費及び食費等の個人に係る経費について報告すること。受託者へは精算の上、当該経費を控除した金額を支払うものとする。

　 その他の事由により受講生数に変更があった場合については、別途協議を行う。

**４　効果検証・評価**

* + 1. **アンケート調査の実施**

・　次の時点において、本事業の良かった点、改善すべき点等を問うアンケート調査を実施し、結果を取りまとめること。なお、アンケートの内容は大阪府が別途提示する。

1. 海外進学準備講座の開始前又は開始後すぐ
2. 海外進学準備講座の終了時
3. 短期留学最終日

④　　海外大学受験講座の終了時

* + 1. **事業効果の検証**

・　本事業の目標は以下のとおりとする。

プログラム修了後、海外進学を実現させる者：修了生のうち半数以上

海外進学に必要な英語力の修得：受講生が受検するIELTSについて、スコア5.5以上を達成した者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の割合90％以上

・　海外進学準備講座の開始前及び短期留学後に実施するAptisの結果と、12月後半～翌年１月に実施するIELTSの結果を活用してきめ細やかな個別指導を行うとともに、これらを比較し、事業効果の検証及び評価を行うこと。

　（参考１）

**2020年度　おおさかグローバル塾受講生募集要項概要**

**１　受講生募集方針（アドミッションポリシー）**

＜求める人物像＞

目的意識・関心

・ 高校等卒業後の進路として、海外の大学での学位取得をめざしている者

・ 世界に目を向け、様々な分野において活躍しようとする高い志を有する者

資質

・ 何事にも積極的に取り組めるチャレンジ精神の旺盛な者

・ 最後までやり遂げようと努力することができる者

・ 周りとコミュニケーションをとりながら協力して行動できる者

・ 将来グローバル人材として大阪に貢献しようとする意志を有する者

英語力

・ ２　対象者に記載の英語力を有するとともに、海外進学に対応するため、日々英語力の強化に取り組むことができる者

**２　対象者（次のすべてを満たす者）**

・　大阪府内に住所を有する者で、受講生募集期間末日現在、高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、中等教育学校又は高等専門学校（本科）（以下「高校等」という。）に在学中の生徒で以下の学年に属する生徒。ただし、「おおさかグローバル塾」の既受講生は対象から除く。

1. 高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程・・・２年又は３年
2. 中等教育学校・・・５年又は６年
3. 高等専門学校・・・４年又は５年

・ 在学する高校等の学校長が推薦する者

・ 学位取得のための海外進学をめざしている者

・ TOEFL iBT45、TOEFL ITP（PBT）450、TOEFL Junior Standard 725、TOEFL Junior Comprehensive 315、IELTS4.0、英検２級、国連英検B級又はTOEIC（IPを含む）520、GTEC（４技能）920又はGTEC（３技能）550のいずれか以上のスコアを有する者

**３　募集概要**

・ 募集時期　　　2020年２月18日（火曜日）から2020年４月10日（金曜日）まで

・ 募集定員　　　50名

・ 出願資格　　　上記２のとおり

・ 個人負担金 １名あたり180,000円

（ただし、短期留学時における海外旅行保険料、パスポート等取得費用、自由行動やフィールドワーク時の昼食代等の出費は別途受講生の個人負担とする。個人負担金は、納付後の返還には応じないものとする。）

・ 出願書類

1. 【様式１】入塾願書（※）
2. 【様式２】志望理由書（※）

・志望理由（海外進学を志した理由含む）

・海外進学の計画と、進学後の将来像について

・大阪への貢献について

・自己アピール

1. 【様式３】在学する高校等の学校長の推薦書（※）
2. 【様式４】誓約書
3. TOEFL iBT、TOEFL ITP（PBT）、TOEFL Junior Standard、TOEFL Junior Comprehensive　、IELTS、英検、国連英検、TOEIC（IPを含む）又はGTEC（４技能・３技能）のうち、保有するすべてのスコアについて提出。のうち、保有するすべてのスコアについて提出。ただし、各資格で最もスコアの高いものを提出すること。例えば、英検準１級と２級を持っている場合は準１級のみでよい。）

※様式は別に定める。

（参考２）

旅行業法上の基本的旅行業務（旅行業法抜粋）

（定義）

　　第２条　この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

（１）旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為

（３）旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

（４）運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

（５）他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為

（登録）

第３条　旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。